

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（漁具）
発生日時	令和元年12月19日 06時18分ごろ
発生場所	三重県四日市港第1航路付近 四日市港東防波堤南灯台から真方位103°720m付近 （概位 北緯34°57.0′ 東経136°40.0′）
事故の概要	セメント運搬船パシフィックドリームは、東北東進中、また、漁船第1宝与丸と漁船第2宝与丸は、えい網しながら南東進中、パシフィックドリームとえい網中の漁具とが衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A セメント運搬船 パシフィックドリーム、5,082トン 142178、イースタンマリンシステム株式会社 B 漁船 第1宝与丸、12.5トン ME2-5388（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 第2宝与丸、12.18トン ME2-5389（漁船登録番号）、個人所有 D 漁船 宝与丸、8.5トン ME2-5805（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、三級（航海） 船長B、二級小型・特殊・特定 船長C、二級小型 船長D、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B、C 網に破損、引き綱に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時59分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか10人が乗り組み、船長Aが操船指揮をとり、航海士3人及び甲板手1人を船橋配置につかせ、四日市港第1航路内を約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進していた。 A船は、船長Aが、船首方に第1航路内で漁労中の漁船団及び左舷船首方約0.5海里（M）の位置に‘同航路外の北側を南東進するB船、C船及びD船’（以下「本件船団」という。）を認め、同航路内が往来する漁船団で閉塞されているので、本件船団の北方を通過するこ

	<p>ととし、本件船団の船尾方に漁具の点滅灯が見えず、本件船団が網を引いていないと思い、同航路の北側に向けて左転し、東北東進した。</p> <p>A船は、本件船団の船尾方を通過する頃、船長Aが、航路内付近の本件船団を含め他船団の操業中の灯火の明かりで船首方至近に認めた無灯火のブイが本件船団の引き綱のブイであることを知り、右舵一杯とし、主機を全速力後進としたものの、本件船団の引き綱に衝突した。</p> <p>B船、C船及びD船は、船長B、船長C及び船長Dがそれぞれ1人で乗り組み、本件船団を構成し、D船が先導して操業を指揮し、B船及びC船が長さ約200mの引き綱をえい網しながら2そうびき網漁を行い、第1航路の北側を約1.2knの速力で南東進していた。</p> <p>本件船団は、船長Dが、西方約0.5Mに東進するA船を認めたものの、第1航路内で漁船団が漁労中なので、A船が左転して同航路外の北側に向かうと思い、同航路内に向けて同じ針路及び速力でえい網中、本件船団の引き綱とA船とが衝突した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、東進中、船長Aが、左舷船首方に認めた南東進している本件船団の船尾方に漁具の点滅灯が見えなかったため、本件船団が網を引いていないと思い、左転して東北東進し、本件船団が操業中であることを知らずに本件船団の船尾方に向けて航行を続けたことから、本件船団の引き綱と衝突したものと考えられる。</p> <p>本件船団は、2そうびき網漁でえい網しながら南東進中、船長Dが、第1航路で漁船団が漁労中なので、A船が左転して同航路外の北側に向かうと思い、同じ針路及び速力でえい網を続けたことから、本件船団の引き綱とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が東進中、本件船団が2そうびき網漁でえい網しながら南東進中、船長Aが、左舷船首方に認めた本件船団が網を引いていないと思い、左転して東北東進し、本件船団が操業中であることを知らずに本件船団の船尾方に向けて航行を続け、また、船長Dが、A船が左転して同航路外の北側に向かうと思い、同じ針路及び速力でえい網を続けたため、A船と本件船団の引き綱とが衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航路及び航路付近で漁船団が操業中、見張りを適切に行い、同船団と十分離れて航行するか、直ちに停船できる速力に減速して航行すること。</li> <li>・ 船長は、航路付近で操業する際、見張りを適切に行い、港内や航路内の航行船の動向に注意し、衝突するおそれがある場合、早めに避航すること。</li> </ul>